

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		犬山市文化財保存事業費補助金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課	
				問い合わせ先	0568-44-0354	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市民(1名)		代表者名	市民(1名)	
関係規定	法令	文化財保護法		条例	犬山市文化財保護条例	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化財保存事業費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		公募により選定	補助開始年度	平成22年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		—				
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		伝統的建造物(登録有形文化財建造物や歴史的風致形成建造物等)の維持・保存には多額な費用が必要で、その費用は所有者の負担となる。保存修理工事に対して、文化財保存事業費補助金の交付による支援を行うことで、所有者の負担を軽減させ、市内の伝統的建造物の取り壊しにも歯止めをかけることができる。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	
		10,000,000 円	5,374,000 円	5,000,000 円	0 円	
		(5,000,000 円)	(2,687,000 円)	(5,000,000 円)	(0 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		伝統的建造物所有者が建造物の保存修理を行う場合において、その保存修理工事費等に対して補助を行う。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		15,957,920 円		
		うち補助事業全体の経費		15,957,920 円		
		うち補助対象経費		15,957,920 円		
		補助対象経費の内訳		建築工事		11,826,540 円
				左官工事		2,683,450 円
				分離発注調整費		100,100 円
				東石材料費		136,620 円
設計監理料				1,211,210 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の3分の2以内		
		補助限度額		500万円		
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費の変動があった場合、変更申請に基づき補助金の変更交付を行う。	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		城下町を中心に、歴史的建造物を保存することにより、歴史的な町なみの保存を図るとともに、市の歴史的風致を維持向上する。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和2年度の実績に基づき作成しています。